



「テーマ」①令和6年度税制改正について
②改正電子帳簿保存法とその実務について

本年度は、「所得税・個人住民税の定額減税」や「消費税関係で記載事項等の見直し」が行われております。また、申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。ぜひ、今回の研修会を受講いただき実務にお役立てください。

【講師】 中嶋 司 (なかじま つかさ) 税理士

中嶋会計事務所 所長
(株)P.D.C.A.マネジメント 代表取締役
◇(公社)高知法人会 税制委員会 副委員長や、
高知商工会議所 監事、税制委員などを務められる。



[日時] 令和6年9月10日(火) 午後2時～午後4時

[場所] 新ロイヤルホテル四万十 2階

四万十市中村小姓町26 0880-35-1000

[参加料] 無料

[申込方法] 下記申込書を幡多法人会事務局へFAXで送信、又は郵便にて
8月23日(金)必着でお申し込みください。

<問合せ先> (公社) 幡多法人会 事務局 〒787-0029 四万十市中村小姓町46 中村商工会館2F
電話：0880-34-6896 FAX：0880-34-6897

お申込みの場合は切り取らずに送信して下さい。

「税制改正研修会」申込書

締切日：8月23日(金)

(公社) 幡多法人会 宛 → FAX 0880-34-6897

所在地			業種	電話	
会社名				FAX	
受講者氏名	1	2	3		

※ご記入いただいた個人情報につきましては、講座開催に係る受講者の確認や受講者名簿の作成等のために使用いたします。また、当会からの各種情報提供のために使用する場合もございます。それ以外の目的で利用することは一切ございません。